

受付日	/
担当者	

決裁年月日	令和	年	月	日	
会長	局長	次長	課長	主任	合議

えびの市社協福祉バス使用許可願

令和 年 月 日

えびの市社会福祉協議会

会長 堀川 純一 様

団 体 名 _____

申請者住所 _____

※申請者は自治会長又は団体の長 申請者氏名 _____ 印

電 話 番 号 _____

えびの市社会福祉協議会福祉バス使用規程に基づき、下記のとおり申請します。

なお、事故発生時の損害賠償については、社協が加入する損害保険で適用できる範囲とし、えびの市社協に対し一切請求しない事を申し添えます。

使用目的	☐ 自治会研修 ☐ 福祉団体研修 ☐ その他 ()	乗車人数 (乗車定員28名)	※10名以上~27名まで 名
	大会参加(大会名:)		
使用日	自: 令和 年 月 日 から	出発場所	
	至: 令和 年 月 日 まで	出発時間	午前・午後 時 分
使用時間	※社協出発午前8時30分から ※社協帰着午後5時まで 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
行程 (運行経路) ※別紙添付でも可	※立寄地、昼食場所等については施設名及び電話番号をご記入ください		
乗車責任者	氏 名	社協記入欄	
		運転手名	
	電話番号	社協・団体	
注意事項	福祉バス使用は、火曜日から金曜日(祝日及び年末年始の休業日を除く)の平日とする。 福祉バスの運行時間は、社協発着を午前8時30分から午後5時00分までとする。 福祉バス使用は10名以上とする。(乗車定員28名:正座席21席、補助席6席、運転席1席) 福祉バス使用に係る経費(燃料・有料道路通行料・駐車料等)は使用者負担とする。 福祉バスの故障や天候不良等により運行できない場合がある。 福祉バス使用許可願は、使用日の10日前までにえびの市社協へ提出すること。 乗車場所(集合場所)は原則1箇所とし、利用者が安全に乗降できる場所とする。		

えびの市社協福祉バス乗車名簿

NO	氏 名	住所	電話番号
1		えびの市	
2		//	
3		//	
4		//	
5		//	
6		//	
7		//	
8		//	
9		//	
10		//	
11		//	
12		//	
13		//	
14		//	
15		//	
16		//	
17		//	
18		//	
19		//	
20		//	
21		//	
22		//	
23		//	
24		//	
25		//	
26		//	
27		//	